

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年1月24日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人法律専門秘書教育協会

### (2) 代表者名

加島 宏

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区丸太町通千本東入中務町491番地47 丸太町SKビル4階

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、実務的法律知識・技能を有する専門職としての法律専門秘書やパラリーガル（以下、単に法律専門秘書という）の教育・養成、普及、および資格認定を行うとともに、法律専門秘書の地位の確立、および能力の向上に向けた研究を実施することによって、法律事務所が一般市民に、迅速・良質で適正なコストの法的サービスを提供することを可能にし、併せて人権の擁護に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成29年1月17日

(文化市民局地域自治推進室)